

第5節 シンガポール共和国（Republic of Singapore）

社会保障施策

2017年8月20日の施政方針演説（ナショナルデー・ラリー）において、リー・シェンロン首相は長期的な視点で取り組む課題として糖尿病対策を柱の1つに掲げた。シンガポール国民の9人に1人、60歳以上では10人に3人が糖尿病患者である現状を説明した上で、健康診断の受診や定期的な運動を勧奨するとともに、食べる量を減らす等健康的な食事を摂るよう呼びかけた。また、保健省は清涼飲料メーカー7社と2020年までに飲料の糖分量を12%までとすることに同意したと発表した。

2017年11月7日に、たばこ法の改正案が可決され、電子たばこ、無煙たばこ、水たばこ等の購入、使用、所持が禁止された。また、喫煙年齢が現行の18歳から21歳まで、2019年以降段階的に引き上げるとされた。

さらに、2002年に創設された介護保険制度である「エルダーシールド」について、より多くの人を対象に充実した給付が手頃な価格で提供されるよう見直しが進められている。

1 社会保障制度の概要

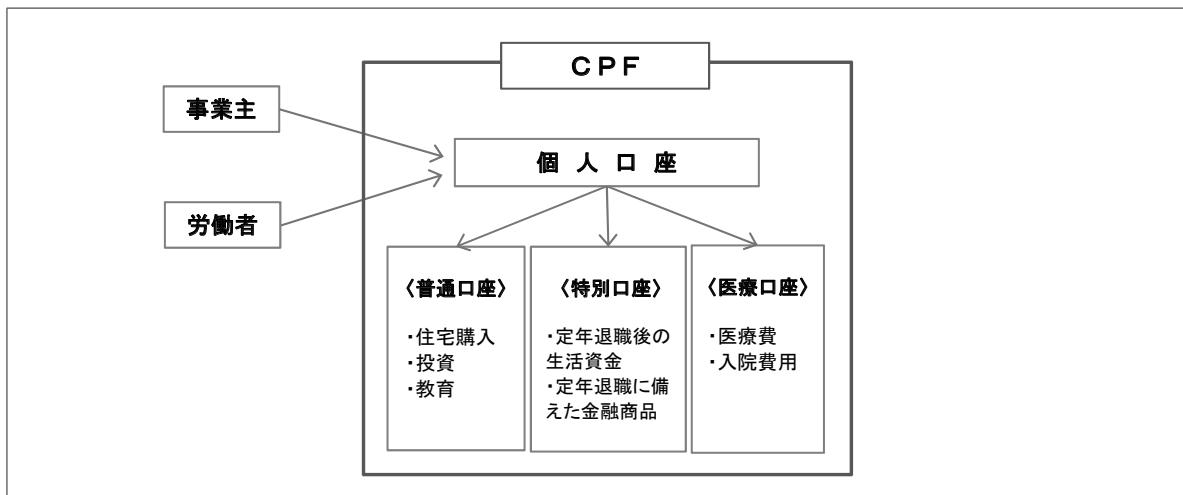
国による貯蓄スキームを提供することを目的とした Central Provident Fund（中央積立基金）（以下「CPF」という。）を骨格にして運営されている。CPF制度によって加入者個人に積み立てられた口座は年金給付、医療費、住宅購入費、教育費等の目的で支出される。この他に、低所得者や高齢者、障害者等のために公的扶助制度や社会福祉制度があるが、これらの制度は自己責任や家族・地域による相互扶助によっても支えることができない場合のセーフティネットとして位置づけられている。

2 社会保険制度等

(1) CPF制度の概要

賦課方式ではなく、給与額の一定割合を使用者及び労働者が労働者個人の口座に積み立て、その積立金が住宅購入等のための口座（普通口座：Ordinary Account）、労働者の老後の生活資金のための口座（特別口座：Special Account（退職口座：Retirement Account））、医療費の支払いのための口座（医療口座：Medisave Account）に分けられ、管理される仕組みとなっている（図参照）。本制度は、①自身のCPF口座は自身の給与で必要な支出を行う（自己責任）、②残高が不足して

図5-5-19 CPF（中央積立基金）制度



中国

韓国

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール
（社会保障施策）

タイ

表5-5-20 CPF労使拠出率
(2016年1月より現拠出率、民間労働者の場合)

(単位：%)

	拠出率 (月額賃金750Sドル以上の場合)				配分率		
	使用者拠出率	労働者拠出率	総拠出率	普通口座	特別口座	医療口座	
35歳以下	17	20	37	23	6	8	
35歳超45歳以下	17	20	37	21	7	9	
45歳超50歳以下	17	20	37	19	8	10	
50歳超55歳以下	17	20	37	15	11.5	10.5	
55歳超60歳以下	13	13	26	12	3.5	10.5	
60歳超65歳以下	9	7.5	16.5	3.5	2.5	10.5	
65歳超	7.5	5	12.5	1	1	10.5	

資料出所：中央積立基金庁HP

注1：シンガポール国籍を持つ場合

注2：賃金が5,000Sドル以下の場合

注3：月給750 Sドル未満の場合については別途料率が定められている。

表5-5-21 年金制度

名称	Retirement Sum Scheme 及び CPF LIFE	
根拠法	Central Provident Fund Act (CHAPTER 36)	
制度体系	<p>① Retirement Sum Scheme 加入者は、55歳に達したときから、定められた最低額（2015年7月より16万1千S\$）を残しておくことを条件に普通口座及び特別口座より、引き出すことができる。上記の最低額を含む退職口座の残高を切り崩しながら、20年間にわたって老齢年金が支給される。</p> <p>② CPF LIFE 2013年以降、満55歳に達した時点でCPFの残高が4万S\$以上の者、同条件を満たさない場合でも満65歳に達した時点でCPFの残高が6万S\$以上の場合は、CPF LIFEに自動的に加入することになる。退職時点での残高・支給開始年齢、法定相続人の有無に応じた老齢年金が生涯支給される。また、受給者は毎月の受給額及び相続人への遺産の割合が異なるLIFE Standard Plan（毎月の受給額が多いプラン）もしくはLIFE Basic Plan（遺産の割合が大きいプラン）から選択できる。</p>	
運営主体	中央積立基金庁：Central Provident Fund Board (人材開発省の下に設置された法定機関)	
被保険者資格	シンガポールで雇用される国民及び永住者並びに一定収入以上の自営業者及び外国籍のシンガポール人船員(CPFの加入義務者)	
年金受給要件	支給開始年齢	2018年1月現在65歳（2012年の62歳から段階的に引き上げ）
	最低加入期間 その他	最低加入期間の定めはない。（金額のみ） -
給付水準	<p>① (Retirement Sum Scheme) 口座残高が最低額で2010年より支給開始の場合、月額910S\$である。</p> <p>② (CPF LIFE) 口座残高が80,500S\$で支給開始年齢65歳、法定相続人ありの場合、月額660～720S\$である。</p>	
線上（早期）支給制度	①Retirement Sum Scheme及び②CPF LIFE共に最低残高を上回る部分については、55歳以上で引き出し可。	
年金受給中の就労	可	
財源	保険料	給与額の一定割合が使用者及び労働者によって個人口座に積み立てられる。
	国庫負担	なし（CPFの管理コストを除く。）
その他の給付（障害、遺族等）	障害年金	加入者が死亡した場合や60歳になる前に永久的障害状態になった場合に、その扶養家族に対して経済的保障を提供するための定期保険制度である扶養家族保護制度（Dependents' Protection Scheme）がCPF制度にある。保険料は年齢に応じて年間36S\$から260S\$である。
	遺族年金	
実績	受給者数	CPF LIFEの加入者：17.4万人以上（2016年12月時点） CPF LIFEの受給資格者：4.9万人以上（2016年12月時点）
	支給総額	創設時点（2009年9月）から2016年12月までにCPF LIFEの加入者への支払われた総額は、9.0億S\$である。
	基金運用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・最低利率：3.5% ・医療及び特別（退職）口座：5.0% ・全口座の資金の合計60,000ドルまでに対しては1%の上乗せ

[東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向（シンガポール）]

いる家族のCPF口座へ子や親族が代わりに入金する
トップ・アップ制度（相互扶助）を原則としている。

(2) 拠出率

労使双方により年齢等に応じて、給与の一定割合が積み立てられ、普通口座、特別口座、医療口座に配分されるが、その拠出率は以下のとおり¹⁾。

(3) 年金制度

現在、①Retirement Sum Schemeと2009年に創設した②CPF LIFEの2つのスキームが存在し、2012年まではどちらを選択するかは加入者の任意となっていたが、2013年以降、条件を満たす者については、CPF LIFEに一本化している。

年金支給期間は①Retirement Sum Schemeが20年間であるのに対し、②CPF LIFEは生涯にわたって支

表5-5-22 医療制度

名称	Medisave (メディセーブ)	MediShield (メディシールド)	Medifund (メディファンド)
概要	CPFの医療口座 (Medisave Account) に積み立てられた資金は、入院費用、日帰りの外科手術、人工透析等の特定の医療費に使うことができるほか、メディシールドや政府が認可した民間の医療保険の掛金として使用することができる。	メディセーブではカバーできない多額または長期にわたる医療費支出を支援する医療保険制度で、メディセーブ加入者全員が原則として加入。政府が提供する保険制度は公的病院の医療サービスに対する保険であり、より上位のサービスを希望する加入者は民間企業が提供する医療保険を選択することが可能。	メディセーブ、メディシールド等によっても医療費等が支払えない低所得者に対するセーフティネットとして、政府により設立された基金。一定の条件の下で申請により基金から医療費等の給付を受けることができる。この他に高齢者 (65歳以上) 向けのセーフティネットとして Medifund Silver が設立された。
根拠法	Central Provident Fund Act (CHAPTER 36)	Central Provident Fund Act (CHAPTER 36)	Medical and Elderly Care Endowment Schemes Act (CHAPTER 173A)
運営主体	中央積立基金庁	中央積立基金庁	Medifund Committee (メディファンド委員会)
被保険者資格	シンガポールで雇用される国民及び永住者並びに一定収入以上の自営業者及び外国籍のシンガポール人船員 (CPFの加入義務者)	メディセーブ加入者は原則として全員加入されるが、任意に脱退できる。	シンガポール国民
給付対象	本人及び家族 (配偶者、子、両親、祖父母)	本人	本人
給付の種類	入院費並びに慢性疾患、高額検査及び高額治療 (人工透析、放射線治療、化学療法等) に係る医療費については、メディセーブから支払うことが可能。また、メディシールドや政府が認可した民間の医療保険の掛金として使用できる。	入院費並びに慢性疾患、高額検査及び高額治療 (人工透析、放射線治療、化学療法等) に係る医療費。	入院費、外来診療費、介護費用
本人負担割合等	日本のような自己負担割合等はない。	・入院日数や手術に応じて保険請求額に上限がある。 ・保険免責額 (Deductible) (Cクラス: 1500S\$, B2クラス以上: 2000S\$) 以外に以下の自己負担割合がある。 ~ 3000S\$... 20% 3001~ 5000S\$... 15% 5001S\$~ ... 10%	自己負担なし
財源	保険料	給与額の一定割合が使用者及び労働者によって個人口座に積み立てられる (2. (2) 参照)。	なし
	政府負担	なし (CPFの管理コスト等の負担を除く。)	全額国庫負担
実績	加入者数	376万人 (CPF加入者数) (2016年12月)	-
	支払総額	9.3億S\$ (2016年12月)	-
			申請件数 約114万件 (2016年度) 1.4億S\$ (2016年度)

■ 1) 2016年における高齢化率は14.4%であるが、政府は2030年には22.6%にまで増加すると予想しており、急速に高齢化が進行している。医療費支出は、2011年度の40億Sドルから2015年度は86億Sドルまで増加しており、政府は2020年度には130億Sドルに達するとの見通しを示している。将来にわたる医療費の拡大に対応するため、政府は、2015年1月よりCPFへの雇用主の拠出率を引き上げるとともに、医療口座への振分率を1ポイント引き上げている。また、政府は、CPFの積立額が不十分な高齢の低所得者に対し、65歳以降に政府が生活資金を援助する「シルバー・サポート・スキーム」(5 (1) 二参照) を導入している。

中国

韓国

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール
(社会保障施策)

タイ

給される。

2015年、政府は、CPF LIFEへの加入を促進させるため、The CPF LIFE Bonusと呼ばれる各個人の特別口座への助成を開始した。受給資格は、①シンガポール人であること、②1958年から1962年の間に生まれたこと、③CPF LIFEに加入している者または56歳の誕生日前までに加入の意思を示した者、④特別口座に2万Sドル以上の残高があることである。受給額は、年間収入と持ち家評価額により変動する。また、特別口座の残高が2万Sドル未満の者（④の要件を満たさない者）についても助成はされるが、金額が残高に比例して減少する。

(4) 医療保険制度

イ 概要

入院や手術等に係る医療費は、CPFのメディセーブ (Medisave) から支払われる。ただし、風邪などの一

般外来診療や外来処方については、メディセーブから支払うことは原則として認められておらず自己負担する。

メディセーブではカバーできない高額または長期にわたる医療費は、政府提供の医療保険であるメディシールド (MediShield) でカバーされる。さらに、メディセーブやメディシールド等によっても支払うことのできない低所得者のためのセーフティネットとして、メディファンド (Medifund) による医療費支援制度がある。

2015年11月1日に現行のメディシールドを大幅拡充し、全国民を対象とする国民皆保険制度で終身型の医療保険となるメディシールドライフ (MediShield Life) を導入した。

現行のメディシールドは大病や難病の治療費を賄うための任意で加入する公的保険であったが、高齢化が進む中で高齢者 (92歳以上 (2014年3月より)) が加入できない問題があった。2013年8月のラリー (毎年8月に実施される首相演説) にてリー・シェンロン首相はメ

表5-5-23 メディシールドとメディシールドライフの主な違い

名称	MediShield (メディシールド)	MediShield Life (メディシールドライフ)
概要	メディセーブではカバーできない多額または長期にわたる医療費支出を支援する医療保険制度。政府が提供する保険制度は公的病院の医療サービスに対する保険であり、より上位のサービスを希望する加入者は民間企業が提供する医療保険を選択することが可能。2015年11月より、より手厚いメディシールドライフに移行。	2015年11月1日に現行の医療保険制度メディシールドを大幅拡充した全国民を対象とする国民皆保険制度で終身型の医療保険。全員加入を義務付け、メディシールドでは加入が認められていなかった高齢者についてもカバーする。
根拠法	Central Provident Fund Act (CHAPTER 36)	Central Provident Fund Act (CHAPTER 36)
運営主体	中央積立基金庁	中央積立基金庁
被保険者資格	メディセーブ加入者は加入時に全員加入されるが、任意に脱退できる。	メディセーブ加入者は原則として全員加入 (メディシールドでは加入が認められていなかった92歳以上の高齢者も加入)。
給付対象	本人	本人
給付の種類	入院費並びに慢性疾患、高額検査及び高額治療 (人工透析、放射線治療、化学療法等) に係る医療費。	入院費並びに慢性疾患、高額検査及び高額治療 (人工透析、放射線治療、化学療法等) に係る医療費。
給付額 上限	生涯 300,000 S \$ 1年ごと 70,000 S \$	制限なし 100,000 S \$
給付上限 (対疾病)	入院 通常病室 450\$ per day 集中治療室 900\$ per day 外科手術 150-1,100\$ per day (手術内容により異なる) 外来治療 がん化学療法 1,240\$ per 21/28 day cycle がん放射線治療 external or superficial 80\$ per session がん放射線治療 (brachytherapy) 160\$ per session 腎臓透析 1,000\$ per session	通常病室 700\$ per day 集中治療室 1,200\$ per day 外科手術 200-2,000\$ per day (手術内容により異なる) がん化学療法 3,000\$ per month がん放射線治療 external or superficial 140\$ per session がん放射線治療 (brachytherapy) 500\$ per session 腎臓透析 1,000\$ per session
本人負担割合等	入院もしくは日帰り手術費の自己負担割合。 ~ 3000\$... 20% 3001~ 5000\$... 15% > 5000 ... 10%	入院もしくは日帰り手術費の自己負担割合。 ~ 3000\$... 10% 3001~ 5000\$... 10% 5001~ 10,000\$... 5% > 10,000\$... 3%
財源	年齢によって、年間の保険料が定まり、1~20歳で50\$、86~90歳で1,190\$である。 本人及び家族のメディシールドの保険料はCPF加入者の医療口座 (メディセーブ) から支払うことが可能。	年齢によって、年間の保険料が定まり、1~20歳で130\$、86~90歳で1,500\$、91歳以上で1,530\$である。 導入後4年間は、収入に応じた保険料支払いの軽減対策がある。
政府負担	医療費の支払いについては、なし	医療費の支払いについては、なし

中国

韓国

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール
(社会保障施策)

タイ

ディシールドの制度内容を見直した新制度となるメディシールドライフへの移行を発表していた。

ロ メディシールドライフの保険料の軽減対策

(イ) 時限的軽減対策

政府は、メディシールドライフの導入に併せて、その加入対象全て（国民及び永住者）に対し、収入等に関わらず、負担を軽減する4年間の経過措置を行う。1年目は増加分の90%を助成、2、3、4年目はそれぞれ、70%、40%、20%を助成する。（例：メディシールドでの負担が年50Sドル→メディシールドライフでの負担が年130Sドルに増える場合、1年目は増加分80Sドルの90%（72Sドル）を助成、2、3、4年目はそれぞれ、56Sドル、32Sドル、16Sドルが助成される。）

(ロ) 低・中所得への恒久的軽減対策

低・中所得者に対しては、恒久的な保険料に対する助成を行うこととしており、対象者の要件は、①世帯収入が月2,600Sドル以下、②住居の年間評価額が21,000Sドル以下、③特別な財産を持たない者であり、加入対象者の約半数が対象となる。助成率は15%～50%であり、収入及び年齢により異なる。

(ハ) 建国時代を支えた世代（Pioneer Generation）への対応

政府は、建国時代を支えた世代に対しては、収入等に関わらず、メディシールドライフの40%～60%の保険料の助成を行う。その結果、建国時代を支えた世代全ての者が現在支払っているメディシールドの保険料より安くなる。メディセーブへの上積み助成（5（1）ハ（ロ）参照）を考慮すると1939年以前に生まれた者（76歳以上）は、メディシールドライフの保険料の支払いはないこととなり、1940年～1949年に生まれた者（66歳以上75歳以下）についても現行の半分程度になっている。

(5) 介護保険制度

高齢期の障害に備えて、2002年にエルダーシールド（ElderShield）と呼ばれる介護保険制度が創設された。40歳以上のCPF加入者は自発的に辞退しない限り、エルダーシールドに自動的に加入し、65歳になるまで保険料を個人の医療口座（メディセーブ）から支払う。

被保険者は障害²の認定を受けると、最長72か月間にわたって毎月400Sドル³の給付を受けることができる。

3 公衆衛生施策

16の公立病院と10の民間病院と合わせて26の病院があり、12,505床（2014年）のベッドを備えている。公立病院については、以前は、National Health Hospital（NHG）とSingapore Health（Singhealth）の2グループにより運営していたが、2013年～2014年に変更があり、2つの高度医療グループ（Tertiary Centres of Excellence）と地域ごとに4つに分かれた地域病院群（clusters providing secondary care）に分けた運営となった。2つの高度医療グループは、NUHS（National University Health System）とSingHealthであり、NUHSは、シンガポール大学病院関係の病院施設の運営を担当し、SingHealthは、国内最大のSingapore General Hospitalと国立専門センター等の運営を担当している。4つの地域病院群は、シンガポール中央を担当するNational Health Group、北部を担当するAlexandra Health、西部を担当するJurong Health、東部を担当するEastern Health Allianceである。2017年にシンガポール保健省は、2018年前半を目処に2つの高度医療グループと4つの地域病院群を3つの病院群に再編すると発表した。

救急対応は、地域により決められた公立病院に救急搬送されるシステムになっている。

一般外来診療については、公立病院、系列の診療所とともに、処方箋も含め、1回の受診で概ね20～30Sドル位に収まるようになっており、一般的な人でも受診が

■ 2) 入浴、更衣、食事、排泄、移動、寝起きの6つの日常生活活動（Activities of Daily Living: ADL）のうち、3つ以上の行動ができない場合に障害と認定される。
 ■ 3) 制度設立当初は毎月300Sドルを最長60か月間にわたって給付するプランであったが、制度改正により2007年以降の加入者は上記のプランに入ることとされた。

中国

韓国

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール
（社会保障施策）

タイ

中国

可能な設定としている。また、65歳以上、児童等に対する治療費については減額される。

公立病院のうち、6病院が急性期病院 (acute general hospitals) であり、他にも女性こども病院 (KK Women's and Children's Hospital) や精神病院 (psychiatry hospital) がある。また、がん、心臓、眼、皮膚、神経科学、歯科医療等の8つの国立専門センターがある。

国民及び永住権取得者 (PR)⁴が公立病院で入院した場合は、病室のランク⁵によって国が一定の医療費を助成するシステムがある。助成対象の病室のうち19%がB1クラス (国民は20%助成、PRは10%助成) であり、残りの81%がB2クラス (国民は65%助成、PRは55%助成) 及びCクラス (国民は80%助成、PRは70%助成) である。Aクラスの病室には、国の助成はない。

急性期病院の平均入院期間は、5.8日であり、稼働率は約85%である (2012年)。

なお、公立病院等については、1990年代に経営の自主性や柔軟性を高めるために、政府所有の病院を独立行政法人化し、国立専門センターを公益法人として再構築した。

4 公的扶助制度

高齢や病気、障害を理由として働けず、収入が無いまたは低収入で、扶養者もいない者に対しては、政府が予算措置する生活保護制度 (Public Assistance Scheme) がある。支援の理由により、① Short Term Assistance (失職や低収入等を支援の理由とする支援)、② Medium Term Assistance (病気や介護による失職等を支援の理由とする支援)、③ Long Term Assistance (高齢、障害、慢性的疾病等を支援の理由とする支援) の3種類に分類される。

対象者は、国民または永住権取得者となっており、毎月の給付額は単身者については500Sドル、4人家族で1,450 Sドルとなっている (2016年7月現在)。

韓国

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール
(社会保障施策)

タイ

2016年度の受給者は、Short Term AssistanceとMedium Term Assistanceは合わせて28,409世帯 (2015年度: 29,511世帯)、Long Term Assistanceが4,387世帯 (2015年度: 4,248世帯) となっている。

医療費については、メディファンド等のセーフティネットを設け、社会的弱者対策を行っている (2 (4) 参照)。

5 社会福祉施策

(1) 高齢者福祉施策

イ 両親扶養法

子による高齢の親の介護を推奨するため、多世代の家族が同居する場合、税金を控除する制度がある。また、60歳以上の自活できない両親の扶養について、その子に対して両親の月々の生活費の拠出等を義務づける法律 (両親扶養法: Maintenance of Parents Act) を1995年に制定している。

ロ Interim Disability Assistance Program for the Elderly

高齢者の介護保険 (エルダーシールド) (2 (5) 参照)、65歳以上の医療費の減額制度があるほか、高齢期の介護費用等を自身で支払えない者 (エルダーシールドの適用外の者) を対象に当座の資金を援助するInterim Disability Assistance Program for the Elderly というスキームがある。同スキームでは、政府の予算措置のもと収入に応じて毎月150または250 Sドル (最長72月) を70歳以上の国民及び40~69歳の障害を持つ国民を対象に支給している。

ハ 「建国時代を支えた世代に敬意を払ったパッケージ (Pioneer Generation Package)」

2014年度予算で、80億Sドルの基金を創設し、建国当初に携わったパイオニア世代 (1965年 (建国) 時点で16歳以上であった者かつ1987年以前に国民となった者の約45万人) に対して、以下のような助成を

■ 4) Permanent Resident の略。永住権を取得した外国人を指す。

■ 5) 病室のランクは病床数やエアコンの有無等によって、A, B1, B2, Cのクラスに分かれている。最上位のクラスAは1人部屋で、クラスB1は4人部屋、クラスB2は6人部屋、クラスCは6人以上の部屋である。エアコンはクラスA, B1のみに付いている。

開始した。

(イ) 中・低所得者への外来診療・薬の処方に対する助成
CHAS (Community Health Assist Scheme⁶) 対象の中・低所得パイオニア世代に対し、診療については2014年9月より、処方薬については2015年1月より、これまでのCHASの補助を受けた後の自己負担分について、更に50%を助成する。

(ロ) メディセーブへの上積み助成
2014年7月から、1934年以前に生まれた者は毎年800Sドル、1935～39年生まれば毎年600Sドル、1940～44年生まれば毎年400Sドル、1945年～49年生まれば毎年200Sドルを、各人のメディセーブに上積み助成する。

(ハ) メディシールドライフの保険料の助成 (2 (4) ロ (ハ) 参照)

ニ シルバー・サポート・スキーム

低所得高齢者（CPF残額が低く、公営住宅（Housing Development Board）を所有せず、家族からの支援も受けられない者）に対し、政府が生活保障を目的として四半期ごとに300～750Sドルを支援するシルバー・サポート・スキーム（Silver Support Scheme）についての法律が2015年8月17日に成立した。2016年7月末より支給が開始され、65歳以上の国民の20～30%（15万人程度）が支援を受けたと見られる。

(2) 障害者福祉施策

社会・家庭振興省は、関係機関等とともに、障害者が働けるための教育及び職業訓練、障害者を雇用した場合の雇用主に対する補助金の支給、障害者を抱える低収入世帯に対する補聴器や点字コンピューターの支給、障害者のための家の改修費や車椅子の購入に係る費用の助成等を行っている。

(3) 児童福祉施策

16歳以下の子どもの保護等を目的としたThe Children & Young Persons Actが2011年に制定され、本法律に基づき、家庭内で虐待等を受けた子ども達を収容するための施設であるChildren and Young Persons Homesが設立された。

6 最近の動き・今後の課題等……………

(1) 糖尿病対策への重点的な取組

シンガポール保健省によれば、国内で糖尿病を患う患者は約40万人におよび、仮に十分な対策が講じられない場合には2050年には約100万に達すると見込まれている。こうした状況を踏まえ、シンガポール保健省は2016年4月に糖尿病への宣戦布告（War on Diabetes）をして糖尿病対策に重点的に取り組むこととしている。具体的には、6月にタスクフォース（The Diabetes and Care Taskforce）を立ち上げ、また、3つの作業部会（①Healthy Living and Prevention Workgroup、②Disease Management Workgroup、③Public Education and Stakeholder Engagement Workgroup）において議論が進められた。

2017年8月20日の施政方針演説（ナショナルデー・ラリー）において、リー・シェンロン首相は長期的な視点で取り組む課題として糖尿病対策を柱の1つに掲げた。シンガポール国民の9人に1人、60歳以上では10人に3人が糖尿病患者である現状を説明した上で、健康診断の受診や定期的な運動を勧奨するとともに、食べる量を減らす等健康的な食事を摂るよう呼びかけた。また、保健省は清涼飲料メーカー7社と2020年までに飲料の糖分量を12%までとすることに同意したと発表した。

(2) たばこ対策

シンガポールにおける喫煙率は1990年代の18%台からは低下しているものの、直近10年では12～14%で推移しており、特に男性は23%と高止まりしている。そこでシンガポール保健省は、喫煙率を低下させるべく様々な対策を打ち出している。

■6) コミュニティー医療支援制度（Community Health Assist Scheme：CHAS）とは、国民の中・低所得世帯に対し、地域の診療所における一般医や歯科医による診療費の補助金を支給する制度である。

中国

2017年8月からは、若者を中心とした非喫煙者への宣伝効果の抑制や禁煙に取り組んでいる者への支援として、たばこ製品の陳列販売を禁止した。たばこ製品を客が視認可能な場所に置くことが禁止され、販売店は商品名と価格が記載されたリストを客から求められた際のみ提示することができる。違反者は1万Sドル以下の料料及び6か月以下の禁固刑に処せられる可能性がある。なお、たばこ専門店では陳列そのものは禁止されないが、店舗の外からたばこ製品が見えてはならない。

また、2017年11月7日にはたばこ法の改正案が可決され、新たに電子たばこや無煙たばこ、水たばこ等の購入、使用及び所持が禁止された。また、同改正によって喫煙年齢が現行の18歳から21歳まで段階的に引き上げられることとなった。2019年以降、1年に1歳ずつ引き上げられ、最終的には2021年に21歳まで引き上げられる。

(3)「エルダーシールド (ElderShield)」の見直し

2016年8月のラリー（毎年8月に実施される首相演説）において、エルダーシールド (ElderShield) をより多くの人を対象となり、また、充実した給付を手頃な価格で提供するようリー・シェンロン首相が発言し、2016年10月にシンガポール保健省において委員会が立ち上げられ、見直しが進められている。

(参考)

- シンガポール保健省
<https://www.moh.gov.sg/>
- シンガポール社会・家庭振興省
<https://www.msf.gov.sg/>
- 中央積立基金庁
<https://www.cpf.gov.sg/>
- メディシールドライフ
<https://www.medishieldlife.sg/>
- エルダーシールド
https://www.moh.gov.sg/content/moh_web/eldershield.html
- シルバー・サポート・スキーム
<https://www.silversupport.gov.sg/>
- Pioneer Generation Package
<https://www.pioneers.sg/en-sg/>

韓国

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール
(社会保障施策)

タイ